令和２年１１月オレンジ勉強会

相手方保険会社への直接請求と公示送達

令和２年１１月２０日

根岸　美香

第１　事案の概要

第２　相手方保険会社への直接請求

１　方法

（１）相手方本人と，相手方保険会社を共同被告として提訴する（方法１）。

その際，相手方保険会社に対する請求については，「被告保険会社は、原告の被告（被保険者）に対する判決が確定したときは、原告に対し金〇〇円及びこれに対する〇〇年〇月〇日から支払い済みまで年３分（年５分）の割合による金員を支払え」（将来給付の訴え）で提起することとなる。

（２）相手方保険会社のみを被告として提訴する（方法２）。

その際，「被告(保険会社)は原告(被害者)に対し、原告が訴外Ａ(被保険者・加害者)に対する損害賠償請求権を行使しないことを訴外Ａに対し書面で承諾することを条件に金〇円及びこれに対する平成〇年〇月〇日から支払済みまで年３％（年５％）の割合による金員を支払え。」で提起する。

（３）相手方本人の判決取得後，相手方保険会社を提訴する（方法３）。

２　公示送達について

（１）　公示送達とは

公示送達とは，「当事者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合」などに，「裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする」方法で行う。（民事訴訟法１１０条，１１１条)。　公示送達の効力は，「掲示を始めた日から二週間を経過」したときに発生する（同法１１２条)。

（２）　公示送達の場合の立証

通常，裁判所の期日に欠席した場合，当該当事者は，相手方の主張する事実を認めたものとして扱われる。

しかしながら，公示送達の場合，上記の扱いはなされないため，こちらが主張した事実を立証しなければならない（同法１５９条３項)。

３　裁判例

（１）令和元年 12 月 20 日　裁判所名　東京地裁　裁判区分　判決

事件番号　平３１（ワ）１６１８号

事件名　損害賠償請求事件

（原告が被告本人と被告保険会社を共同被告として提訴（方法１）し，被告が公示送達による呼び出しを受けたが，出頭しない事案）

原告の「被告保険会社は，被告Ｙ１との間で，被保険者を被告Ｙ１とする対人賠償責任条項を含む自動車保険契約を締結していた。被告保険会社は，同契約上の直接請求権に基づき，原告と被告Ｙ１との間の判決の確定を条件として，本件事故によって被告Ｙ１が原告に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について，原告に対して直接支払うべき義務を負う。」という主張を，被告保険会社が認めたので争点にならず。

（２）平成 30 年 7 月 11 日　裁判所名　東京地裁　裁判区分　判決
事件番号　平２９（ワ）６２１号 ・ 平２９（ワ）８７８０号
事件名　損害賠償請求事件、損害賠償請求事件（交通事故）
（原告が被告本人と被告保険会社を共同被告として提訴（方法１）し，被告が公示送達による呼び出しを受けたが，出頭しない事案）

被告保険会社の責任原因である「被告保険会社は被告Ｙ１との間で自動車保険契約を締結しており，同保険契約では，原告は，被告保険会社に対し，被告Ｙ１が原告に対して負担する損害賠償額を支払うよう請求する権利を有し，被告保険会社は，原告と被告Ｙ１との間で判決が確定することを条件として，原告に対し，上記損害賠償額を支払うこととされている（甲１４）。」は，前提事実とされている。

（３）平成 19 年 9 月 26 日　裁判所名　大阪地裁　裁判区分　判決
事件番号　平１７（ワ）８４９４号
事件名　損害賠償請求事件
（原告が相手方本人Ｂの判決取得後，相手方保険会社を提訴した事案（方法３）。前訴において，相手方本人Ｂは，公示送達による呼び出しを受け，出頭しなかった。）

「本件約款８条１項では「当会社（被告）が被保険者に対して支払責任を負う限度において，当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます」と規定されており，２項では「対人賠償責任条項および基本条項に従い」，「支払うべき保険金の額を限度」とする旨規定されているところ，免責，告知義務，通知義務違反，事故発生時の義務違反などの規定は被保険者だけでなく，被害者に対してもそのまま適用されるものと解される。

前提事実及び弁論の全趣旨によれば，被保険者であるＢは，訴訟が提起された際に保険会社に通知する義務等を果たしておらず，別訴事件の判決もＢが口頭弁論期日に欠席し確定したものであるから，その判決により，原告の被告に対する２３７万２４７８円の直接請求権が当然に発生するものではなく，被告が支払義務を負うのは，本件事故による適正な損害額に限られるとするのが相当である。」

以　上